

給付金・助成金一覧

	名称	申請先	申請方法	要件	助成内容	限度額	募集期間・問合せ先
国	持続化給付金	持続化給付金のHP	電子申請	2020年1月～12月のうち1か月売上50%以上減少	前年総売上－(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	個人 100万円 法人 200万円	令和3年1月15日まで 電話:0120-115-570
	雇用調整助成金 (緊急対応期間 4月1日～9月30日)	事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワーク	来所又は郵送又は電子申請	1か月売上5%以上減少 雇用保険未加入も可	休業手当の4/5(解雇等を行わない場合10/10) ※3/31以前は2/3	1日15,000円	令和2年9月30日まで 電話:0120-60-3999
	家賃支援給付金	家賃支援給付金のHP	電子申請	2020年5月～12月のうち1か月売上50%以上減少又は連続する3か月30%以上減少	直近1か月支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍 算定方法は法人と個人別となっておりHP確認	月額 個人 50万円 法人 100万円	令和3年1月15日まで 電話:0120-653-930
和歌山県	県内事業者事業継続推進事業	県福祉保健部 医務課	郵送	2月から5月いずれかの月の売上高20%以上減少 コロナウイルスに伴う新たな取組に係る経費の総額が30万円(税抜き)以上	施術所の消毒に要する備品の購入・設置、抗菌対策に要した備品(空気清浄器、パーティション、仕切り板等)の購入・設置等に要した費用の2/3 マスクの購入は不可	100万円	令和2年8月31日まで 事業期間は令和2年4月1日～12月31日 なので、未実施も該当 医務課:073-441-2083
	事業継続支援金	和歌山県事業継続支援金受付係	郵送	国の持続化給付金の給付を受けている事業者	国の持続化給付金給付額/持続化給付金限度額×限度額 (持続化給付金限度額100万円給付された場合は20万円)	従業員5人以下 20万円 6人以上100人以下 30万円	令和3年2月28日まで 電話:073-441-3301
	持続化給付金申請サポート	Web申請が困難な事業者への申請サポート体制を商工会・商工会議所に整備 電話予約:0570-077-866					
	雇用調整助成金申請サポート	相談窓口の設置 社会保険労務士が無料で相談 予約・相談電話:073-488-3445					